

居宅介護支援費に係る特定事業所 集中減算の取扱いについて

特定事業所集中減算

- 居宅介護支援事業所が、中立公正なプランの作成のために、同一の事業者によるサービス提供の偏りを防止するための減算
- 正当な理由なく、**前6月間に作成した**居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された数が**80%を超えてい**
る場合減算の対象となる

判定方法

判定期間に作成された居宅サービス計画のうち

- ①訪問介護
- ②通所介護
- ③福祉用具貸与
- ④地域密着型通所介護

が位置付けられた居宅サービス計画の数を算出し、

それぞれのサービスについて最も紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービスの数の割合を計算

➡この割合が**80%**を超えているかで判断

正当な理由について

※小樽市における取扱いから一部抜粋しています。

※下記以外の理由については、資料5-1をご覧ください。

・ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

・ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

など

判定期間と減算単位数

- 毎年、判定期間は、**年2回**

判定期間	減算適用期間	市への報告期限
前期(3月1日～8月末日)	10月1日～3月31日	9月15日
後期(9月1日～2月末日)	4月1日～9月30日	3月15日

- 減算対象期間の**すべての居宅介護支援費が1月につき200**
単位減算

注意点(1)

・ 判定期間中に新規指定を受けたり、休止・再開をした事業所以外は必ず判定を行ってください。

・ 通所介護及び地域密着型通所介護の判定に当たっては、以下のどちらかの計画数を用いること。

①通所介護及び地域密着型通所介護のいずれかを位置づけた居宅サービス計画数

②双方を位置づけた居宅サービス計画数

注意点(2)

- 居宅サービス計画に位置づけていても、利用実績のない計画は含めません。
- 介護予防分は含めません。

注意点(3)

- 80%を超えているのにも関わらず、期日までに市への報告がなされない場合は、理由の有無に関わらず減算が適応されることとなります。
- 事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な事業所選択を阻害していると認められる場合は、正当な理由に該当しません。

参考通知等

こちらの通知等については、必ず御確認いただくようお願いいたします。

◆介護保険最新情報Vol.553「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（平成28年5月30日）

◆介護保険最新情報Vol.629「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）」（平成30年3月23日） 問135

◆居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（※資料5-1）

居宅介護支援費に係る 運営基準について

内容及び手続の説明及び同意について

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、

1：前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

2：前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において、作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等

について利用者又はその家族に文書を交付して、十分説明を行い必ず署名を貰う必要がある。

内容及び手続の説明及び同意について

前6月間については、毎年、2回の確認と内容の更新が必要です。

①前期（3月1日から8月末日）

②後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとしていますが、その際に用いる当該割合等については、**直近①もしくは②の期間**のものとしします。

記載例

<例>

※重要事項説明書の追加

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙						
①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合						
訪問介護		●%				
通所介護		●%				
地域密着型通所介護		●%				
福祉用具貸与		●%				
②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合						
訪問介護	〇〇事業所	●%	□□事業所	●%	△△事業所	●%

通所介護	△△事業所	●%	××事業所	●%	〇〇事業所	●%
地域密着型通所介護	□□事業所	●%	△△事業所	●%	××事業所	●%
福祉用具貸与	××事業所	●%	〇〇事業所	●%	□□事業所	●%

注意点

- 利用者又はその家族に文書を交付して、説明を行っていない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算になります。
- 令和3年4月以前より契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいとされているため、全利用者様へ説明し同意を得るようお願いいたします。

参考通知等

こちらの通知等については、必ず御確認いただくようお願いいたします。

◆介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」（令和3年3月26日） 問111/問112